

(案)

令和 6 年 8 月 26 日

上牧町長 今 中 富 夫 様

上牧町まちづくり基本条例検証委員会
委員長 新川 達郎

「上牧町まちづくり基本条例」検証結果報告書について（答申）

令和 5 年 8 月 23 日に諮問されました、上牧町まちづくり基本条例の検証について、当委員会において慎重に検証した結果、別添「上牧町まちづくり基本条例検証結果報告書」のとおり結論を得ましたので、答申いたします。

上牧町まちづくり基本条例 検証結果報告書

令和 6 年 8 月

上牧町まちづくり基本条例検証委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検証の進め方について	1
3	検証結果	2
	（1）検証結果一覧	2
	（2）条文の改正内容	3
	（3）逐条解説の変更内容	6
	（4）条例の取組状況に関する意見	14

参考資料

1	上牧町まちづくり基本条例検証委員会委員名簿	16
2	上牧町まちづくり基本条例検証委員会開催内容	16

1 はじめに

本町では、町民が住みたい、住み続けたいまちの実現を目指して、平成 26 年 4 月に、まちづくりの基本となるルールや町民、議会、行政の役割と責務などを定めた「上牧町まちづくり基本条例」を制定しました。

本条例は、「町のまちづくりにおける最高規範」として位置づけられていることから、社会情勢や時代の変化に適したものとなっているかどうかを定期的に検証することが重要になります。そのため、本条例第 38 条第 1 項において、「町は、5 年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。」と規定されていることから、前回（平成 30 年度）の検証から 5 年目となる令和 5 年度において、検証を開始しました。

また、検証にあたっては、本条第 38 条第 2 項の規定に基づき、住民主体の検討委員会として、「上牧町まちづくり基本条例検証委員会」が設置され、現行の取組状況を踏まえながら、条例改正の必要性等について議論を行い、「検証結果報告書」として取りまとめました。

本報告書が、今後の町政運営の一助となり、上牧町のまちづくりの推進に役立てられることを期待します。

2 検証の進め方について

条文が社会情勢や時代の変化に適したものとなっているかどうかについて、条文の表現を中心に検証を行いながら、取組内容や運用に関する意見についても取りまとめを行いました。

<検証の流れ>

条文・逐条解説・取組状況の内容を確認



条文ごとに各委員に意見を求め、条文改正の必要性について議論
（併せて取組や運用に関する意見も求める。）



議論を基に意見を整理、集約



検証結果報告書（答申）の作成

3 検証結果

(1) 検証結果一覧 (改正や変更が必要となった箇所、取組に対する意見があった箇所に●を付けています。)

章	条	内容	条例	解説	取組
前文			-	-	-
第1章 総則	第1条	目的	-	-	-
	第2条	定義	●	●	-
	第3条	基本原則	-	-	-
	第4条	最高規範性	-	-	-
第2章 町民の権利と義務	第5条	まちづくり参画の権利	-		
	第6条	未成年のまちづくり参画の権利	●	●	-
	第7条	まちづくり参画における町民の責務	-	●	-
第3章 議会及び議員の役割と責務等	第8条	議会の役割と責務	-	-	-
	第9条	議会の権限	-	-	-
	第10条	議員の役割と責務	-	-	●
第4章 執行機関の役割と責務等	第11条	町長の責務	-	-	-
	第12条	職員採用等	-	-	●
	第13条	執行機関の責務	-	●	●
	第14条	町職員の責務	●	●	-
	第15条	法令の遵守等	-	-	●
第5章 町政運営	第16条	組織の編成	-	-	-
	第17条	危機管理	-	-	-
	第18条	総合計画等の策定	-	-	-
	第19条	説明責任	-	-	-
	第20条	応答責任	-	-	●
	第21条	財政運営及び制度の整備	-	-	-
	第22条	予算編成、執行及び決算	-	-	-
	第23条	財産管理	-	-	●
	第24条	財政状況の公表	-	●	-
	第25条	行政評価	-	●	-
第6章 情報の共有等	第26条	個別外部監査	-	-	-
	第27条	情報の公開及び提供	-	-	-
	第28条	情報共有の推進	-	-	-
	第29条	情報の収集及び管理	-	-	-
	第30条	個人情報の保護	-	●	-
第7章 参画と協働	第31条	選挙公報等	-	-	-
	第32条	まちづくり参画における町の責務	-	-	-
	第33条	審議会等	-	-	●
	第34条	住民投票	-	●	-
第8章 広域連携等	第35条	まちづくり協議会	-	-	●
	第36条	広域連携	-	-	-
第9章 条例の見直し等	第37条	取り組み状況の評価	-	-	-
	第38条	条例の見直し	-	-	-
	第39条	条例の改正	-	-	-

(2) 条文の改正内容

■第2条（定義）

≪改正前≫

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 執行機関 町長を含む町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (3) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関わることをいいます。
- (5) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます。
- (6) まちづくり 豊かで暮らしやすい上牧町及び地域社会をつくるための取り組みをいいます。



≪改正後≫

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 執行機関 町長を含む町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (3) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関わることをいいます。
- (5) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます。
- (6) まちづくり 豊かで暮らしやすい上牧町及び地域社会をつくるための取り組みをいいます。
- (7) こども 心身の発達の過程にある町民をいいます。

【改正理由】

こども基本法の施行を受けて、第6条（未成年のまちづくり参画の権利）において、「未成年」という表現を「こども」に変更することに伴い、新たに定義を追加します。

■第2章 町民の権利と義務

≪改正前≫

第2章 町民の権利と義務



≪改正後≫

第2章 町民の権利と責務

【改正理由】

第2章の表題について、第2章に含まれる第7条においては、「まちづくり参画における町民の責務」という表現になっていることと、他の章・条においても「義務」ではなく「責務」という表現が使われていることから、全体との整合を図るために表現を「責務」に改正します。

■第6条（未成年のまちづくり参画の権利）

≪改正前≫

（未成年のまちづくり参画の権利）

第6条 未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。



≪改正後≫

（こどものまちづくり参画の権利）

第6条 こどもについても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。

【改正理由】

こども基本法の制定を受けて、「未成年」という表現を「こども」に改正します。

■第14条（町職員の責務）

≪改正前≫

（町職員の責務）

第14条 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。

2 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。



《改正後》

(町職員の責務)

第14条 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。

2 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。

3 町職員は、町政運営を支える役割があることを深く認識し、この条例の趣旨を理解し、地域社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。

【改正理由】

今後、厳しい財政状況の中で行政運営を行っていくためには、町職員の行動力やマンパワーが重要になってくると考えられることから、町職員のまちづくりへの関わり方について、新たに条文を追加します。

(3) 逐条解説の変更内容

■第2条（定義）

≪変更前≫

〔説明〕

（第5号まで省略）

（第6号）

「まちづくり」とは、町民が豊かで暮らしやすい地域社会・上牧町をつくるための取組全般を表し、建物の建設や道路、上下水道の整備といったハード面だけではなく、教育や福祉の向上、歴史文化の保護育成、情報共有や町民参画などの仕組みづくりのソフト面を含めた全ての取り組みを意味します。



≪変更後≫

〔説明〕

（第5号まで省略）

（第6号）

「まちづくり」とは、町民が豊かで暮らしやすい地域社会・上牧町をつくるための取組全般を表し、建物の建設や道路、上下水道の整備といったハード面だけではなく、教育や福祉の向上、歴史文化の保護育成、情報共有や町民参画などの仕組みづくりのソフト面を含めた全ての取り組みを意味します。

（第7号）

「こども」とは、本条第1号で定義された「町民」のうち、こども基本法において定義された「こども」を意味します。こども基本法における「こども」とは、心身の発達の過程にある者を指し、一定の年齢で上限を画しているものではありません。

【変更理由】

条例の改正に伴い、「こども」に関する説明を追加します。

■第6条（未成年のまちづくり参画の権利）

≪変更前≫

〔趣旨〕

まちづくりにおける未成年の町民の権利を定めています。

〔説明〕

豊かで暮らしやすいまちを次代に引き継ぐという観点から、未成年の町民にもそれぞれの年齢や役割にふさわしいかたちで参画できる権利を有することを明らかにしています。



《変更後》

〔趣旨〕

まちづくりにおける「こども」の権利を定めています。

〔説明〕

豊かで暮らしやすいまちを次代に引き継ぐという観点から、「こども」にもそれぞれの年齢や役割にふさわしいかたちで参画できる権利を有することを明らかにしています。

【変更理由】

条例の改正に伴い、表現を「未成年の町民」から「こども」に変更します。

■第7条（まちづくり参画における町民の責務）

《変更前》

〔説明〕

町民がまちづくりの主体であり、担い手であるという自覚がなければ、自治の推進はあり得ません。このことから、町民がまちづくりに関心を持ち、自らがまちづくりの主体であることを明らかにしています。また、町民それぞれが権利を主張するばかりではなく、相互に尊重し、協力しあいながら、多様な活動を通して、ともにまちをつくりあげていくという姿勢(スタンス)が必要です。



《変更後》

〔説明〕

町民がまちづくりの主体であり、担い手であるという自覚がなければ、自治の推進はあり得ません。このことから、町民がまちづくりに関心を持ち、自らがまちづくりの主体であることを明らかにしています。また、町民それぞれが権利を主張するばかりではなく、相互に尊重し、協力しあいながら、多様な活動を通して、ともにまちをつくりあげていくという姿勢(スタンス)が必要です。

具体的には、地域コミュニティ（自治会等）やボランティア活動への積極的な参加、また、自発的に行う公益的な活動の推進が望まれます。

【変更理由】

町民の責務について、よりわかりやすい内容とするために、具体的な内容がわかる文章を追加します。

■第 13 条（執行機関の責務）

《変更前》

〔説明〕

（第 1 項省略）

（第 2 項）

執行機関は、「町民との協働のまちづくり」を進めるためには、町民の参画が前提条件となります。そのために多様な参画の制度を設け、町民がまちづくりに参画することのできる機会を保障していくとともに、パブリックコメント等により町民意見を積極的に聴くという姿勢が必要です。



《変更後》

〔説明〕

（第 1 項省略）

（第 2 項）

執行機関は、「町民との協働のまちづくり」を進めるためには、町民の参画が前提条件となります。そのために多様な参画の制度を設け、町民がまちづくりに参画することのできる機会を保障していくとともに、パブリックコメント等により町民意見を積極的に聴くという姿勢が必要です。

※「町民」とは、本条例第 2 条で「町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者」と定義されており、町内に居住する者に限らず、事業者や利害関係者など幅広く参画を促していくことで、「町民との協働のまちづくり」を進めていきます。

【変更理由】

「町民との協働のまちづくり」に関して、協働する対象をよりわかりやすくするために、補足説明を追加します。

■第 14 条（町職員の責務）

《変更前》

〔説明〕

（第 1 項省略）

（第 2 項）

地方分権が進展するなか、職員は、上牧町のまちづくりに携わる一員としての志をもち、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。



《変更後》

〔説明〕

（第１項省略）

（第２項）

地方分権が進展するなか、職員は、上牧町のまちづくりに携わる一員としての志をもち、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。

（第３項）

町職員は、町長の指揮監督のもと、上牧町全体の住民の福祉やその活動増進のための役割を担っています。そして、職員自らが、まちづくりの担い手として、この条例の趣旨を理解するとともに、一町民として積極的に地域のまちづくり活動の推進に努めなければならないことを定めています。

【変更理由】

条例の改正に伴い、町職員のまちづくりへの関わり方に関する説明を追加します。

■第 24 条（財政状況の公表）

《変更前》

〔説明〕

町長は、町の財政に関する状況については、財政指標などの財政状況に加え、具体的な所見を付して、町民に分かりやすく公表しなければならないことを定めています。

なお、財政状況の公表は毎年６月と１２月に行うことが条例により決まっています。

※財政指標：財政の健全度などを示す様々な指標のことをいいます。「財政力指数」、「自主財源比率」、「実質収支比率」、「経常収支比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」などがあります。



《変更後》

〔説明〕

町長は、町の財政に関する状況については、財政指標などの財政状況に加え、具体的な所見を付して、町民に分かりやすく公表しなければならないことを定めています。

なお、財政状況の公表は毎年６月と１２月に行うことが条例により決まっています。

※財政指標：財政の健全度などを示す様々な指標のことをいいます。「財政力指数」、「自主財源比率」、「実質収支比率」、「経常収支比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」などがあります。また、地方公共団体

の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）が平成20年4月に施行されたことに伴い、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を算定し、公表することが義務となっています。健全化法ができたことで、公営企業の赤字や地方公社・第三セクターの負債についても明らかになり、地方公共団体の財政の全体像が浮き彫りになります。

※健全化判断比率及び資金不足比率について

- ・実質赤字比率：地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの
- ・連結実質赤字比率：下水道などの公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
- ・実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの
- ・将来負担比率：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの
- ・資金不足比率：下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すもの

【変更理由】

過去に財政状況の悪化から財政健全化団体に陥った背景を踏まえ、健全化法に関する説明を追加します。

■第25条（行政評価）

≪変更前≫

〔説明〕

効果的で効率的な行政サービスの提供と行政運営の透明性の向上を図るためには、第3条第4号に規定する「計画・実行・評価・改善」のPDCAサイクルにより事務事業を行い、これを繰り返していく必要があります。このサイクルにおける「評価」に際しては、客観的な手法により行うこととし、評価結果を公表することで、町民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その結果を事務事業の見直しや予算編成など町政運営の改善に反映させることを定めています。なお、町が出資する団体等についても、今後は行政評価の対象とすることになります。



《変更後》

〔説明〕

効果的で効率的な行政サービスの提供と行政運営の透明性の向上を図るためには、第3条第4号に規定する「計画・実行・評価・改善」のPDCAサイクルにより事務事業を行い、これを繰り返していく必要があります。このサイクルにおける「評価」に際しては、客観的な手法により行うこととし、評価結果を公表することで、町民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その結果を事務事業の見直しや予算編成など町政運営の改善に反映させることを定めています。なお、町が出資する団体等についても、今後は行政評価の対象とすることになります。

※「行政評価」とは、行政の活動を一定の目的、基準、視点に沿って客観的に評価・検証し、その結果を行政活動の改善に結び付ける仕組みです。本町では、総合計画に基づく政策評価を行政評価と捉え、総合計画の進捗管理を行っていきます。

【変更理由】

「行政評価」の内容をよりわかりやすいものとするために、行政評価の補足説明と具体的な内容に関する文章を追加します。

■第30条（個人情報の保護）

《変更前》

〔説明〕

町が収集し、保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報を適切に保護することを定めています。この条例では、基本的な事項を定めていますが、具体的には「上牧町個人情報保護条例」を適用します。



《変更後》

〔説明〕

町が収集し、保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報を適切に保護することを定めています。この条例では、基本的な事項を定めていますが、具体的には「個人情報の保護に関する法律」及び「上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例」を適用します。

【変更理由】

令和5年4月1日施行の個人情報保護法の改正により、全国的な共通ルールを法律で規定することになり、関係する条例の制定及び廃止が行われたことから、説明文中の関連箇所を変更します。

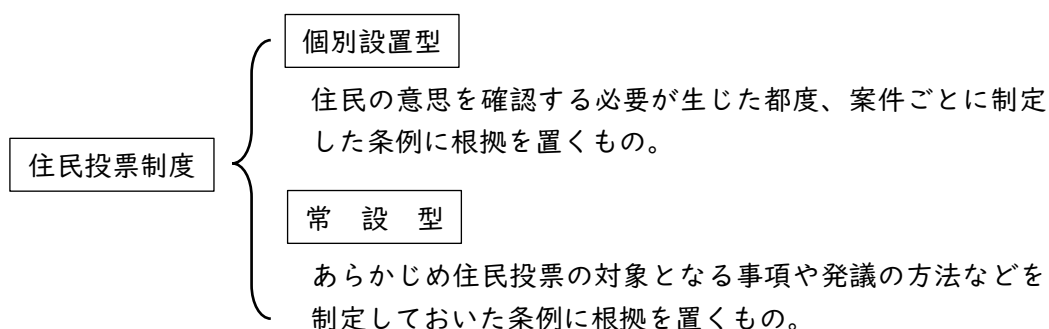
■第 34 条（住民投票）

≪変更前≫

〔説明〕

（第 1 項から第 4 項省略）

※住民投票制度：一定数以上の署名を集めて行政上の重要事項について住民投票を実施する制度で、条例に根拠を置き実施されるものです。

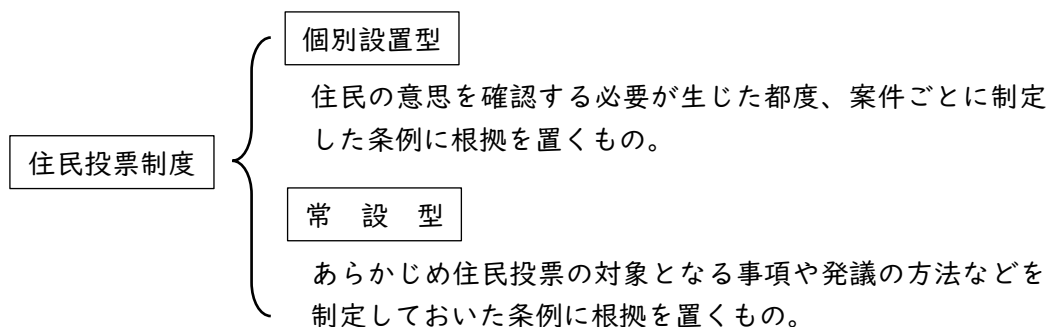


≪変更後≫

〔説明〕

（第 1 項から第 4 項省略）

※住民投票制度：一定数以上の署名を集めて行政上の重要事項について住民投票を実施する制度で、条例に根拠を置き実施されるものです。



※「個別設置型」における住民投票の請求について

「個別設置型」の場合に住民投票を行うためには、案件ごとに「住民投票条例」の制定が必要であり、地方自治法第 74 条の規定に基づく条例の制定改廃の請求（直接請求）が必要となります。具体的には、上牧町において選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署（署名）が必要であり、その代表者から町長に対して請求を行います。

なお、まちづくり基本条例制定時に、検討委員会（平成 25 年度）において、「個別設置型」と「常設型」に関する検討が行われています。「常設型」の場合は、有権者の「3 分の 1 以上」から「6 分の 1 以上」の署名を必要とする事例が多く、「個別設置型」であれば、住民投票の実施が完全に担保されるものではないが、「常設型」と比べて少人数で当該請求が行え、現実的な住民投票制度にな

ると考察したうえで、「個別設置型」、「常設型」のそれぞれのメリット・デメリットを総合的に検討した結果、本町においては、「個別設置型」の方が適切であると結論づけられています。

【変更理由】

住民投票制度の個別設置型に関して、住民投票の請求に関する内容がわかりやすくなるように補足説明を追加します。

(4) 条文の取組状況に関する意見

■第10条（議員の役割と責務）

- ・第10条第2項で、「議会活動に関する情報を住民にわかりやすく説明するとともに」というところについて、具体的に住民に議員の声が聞こえてこない。特定の個人のビラがポストに入ることがあるが、全員ではないので、普段の活動については、よくわからない。仕事は町外で、昼間はほとんど上牧町で生活していない人にとって、議員はどのような活動をしたのかよくわからない。議員の活動記録がわかるような制度を作ってはどうかと思っている。選挙公報については、この条例ができて初めて、自宅に届くようになった。それと同じように、普段の活動も、年に数回、住民全部にきわたるようなことは最低限できないのかと思う。金銭的にゆとりのある人はいくらかでも配れると思うが、上牧町の2万数千人に、それぞれ個人がビラを配るのは大変なことだと思うので、そういう制度はできないかということを疑問に思っている。

■第12条（職員採用等）

- ・取組内容として、参画協働やまちづくり基本条例に関する研修がないので、こういった研修を毎年定期的を実施することを制度化していただければと思う。そういう基礎的な取組をしなければ、この条例は絵に描いた餅になりかねないと思う。

■第13条（執行機関の責務）

- ・現在町が実施している、参画及び協働に関する取組について、どのようなものがあるのか行政内部調査を行ってはどうか。その結果に基づいて、今後こういった取組が必要かを検討し、参画や協働に関する政策を進めていくべきではないかと思う。

■第15条（法令の遵守等）

- ・条文として「別途定めます」という文章があるが、取組状況として「具体的な検討まで至っていない」となっており、10年間進捗が見られない。早急に対応してほしい。
- ・コンプライアンス条例は他の自治体でもすでに事例があるので、それを参考として、上程する準備をしてはどうか。これはもう当たり前の条例だと思っている。

■第20条（応答責任）

- ・条文として「別に条例で定めます」という文章があるが、取組状況として「条例の制定まで至っていない」となっており、10年間進捗が見られない。早急に対応してほしい。
- ・応答責任については、町民の方からの苦情要望はもとより、議会議員の個人的な口利き等に関しても全部記載するということで、早急に条例の制定に向けた取組を進めてほしいと思う。応答責任に関することが明確になることで、議会と行政との関係が、非常に透明なものになってくると思う。

■第 23 条（財産管理）

- ・遊休土地については、社会経済や市場動向もあるが、できるだけ計画的に処分ができるように進めていただきたいと思います。

■第 33 条（審議会等）

- ・一般公募の町民が参加していない審議会がまだあるということなので早急に対応してほしい。

■第 35 条（まちづくり協議会）

- ・第 35 条のまちづくり協議会について、運営等に関する項目は別に定めるとあるが未だ定まっていない。解説には、まちづくりの基本として非常に大事なものとあるが、作り方や成り立ちをどうすればいいのか具体的にわからない。自治会も少子高齢化で弱っているという記事もあるが、自治会にすら入ってない町民が増えてきている。そういう人が意見を言おうと思ったときに、協議会があると非常に便利なのところもあると思うし、自治会単位ではなく、もっと広範な自治会から離れた問題等、色々あると思うので、こういったことも踏まえて別途定めてほしいと思う。
- ・上牧町の中でも片岡台 1、2、3 丁目、桜ヶ丘 1、2、3 丁目の 6 つの自治会が集まって、6 自治会連絡会という会議を持っているので、このような取組を参考にしたい。
- ・地域での活動をどのように住民の視点で進めていくのか、住民自治の基礎のところをどう作っていくのか、悩ましい問題がたくさんあると思う。そのための 1 つの手がかりとして、まちづくり協議会があり、これについては地域の方、そして役場の方もさらに学習して、情報をお互いに交換していくような場を積極的に持っていかなないと、なかなか進歩していかない。今後、こうした地域づくりのあり方について積極的に議論をする場が必要だと思うので、町民の方、そして行政の方を含めて進めていただくということを期待したい。

■その他

- ・条例上の参画協働に基づく基本原則が全庁的に浸透しきっていないかもしれないので、これをチェックするシステムを作るか、もしくは参画協働に関する基本計画を作り、それに基づいて全庁的に協力を仰ぐということが必要ではないかと思う。

参考資料

1 上牧町まちづくり基本条例検証委員会委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	新川 達郎	同志社大学 名誉教授
副委員長	中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
委員	鶴谷 将彦	奈良県立大学 准教授
委員	小田 博茂	公募委員
委員	福井 希実	公募委員
委員	上村 哲也	上牧町議会議員
委員	安中 和	上牧町議会議員
委員	呉羽 文彰	上牧町自治連合会 会長
委員	西田 久美子	平成 30 年度まちづくり基本条例検証委員会委員
委員	大西 孝則	南都銀行上牧支店 支店長
委員	小池 健司	奈良県立大学学生
委員	阪本 正人	上牧町役場 副町長

2 上牧町まちづくり基本条例検証委員会開催内容

日 程	内 容
第 1 回 令和 5 年 8 月 23 日	・ 条例の概要について ・ 条例の検証の進め方について
第 2 回 令和 5 年 10 月 6 日	・ 条文の検証（前文～第 3 章）
第 3 回 令和 5 年 11 月 14 日	・ 条文の検証（第 4 章～第 5 章）
第 4 回 令和 6 年 1 月 30 日	・ 条文の検証（第 6 章～第 9 章）
第 5 回 令和 6 年 4 月 25 日	・ 答申書（案）・検証結果報告書（案）の確認
令和 6 年 6 月 3 日～7 月 2 日	・ パブリックコメント実施
第 6 回 令和 6 年 8 月 26 日	・ パブリックコメントへの回答（案）の確認 ・ 答申（案）最終確認 ・ 答申書の提出